事	指摘内容	対応
項		
1	契約事務審査会審議事項案件のチェッ	令和6年 10 月の契約事務審査会におい
	クリスト(契約管財局作成)の運用にお	て、同会審査資料の様式を改定し、チェッ
	いて、不十分な案件があった。	クリストを添付するよう仕組みを整えた。
2	包括審議に係る規定、フローチャート等	「大阪港湾局比較見積実施要領」及び改め
	の整備状況が不十分である。	て精査した事務フローチャートを令和6
		年 11 月 6 日の契約事務審査会に諮った。
		また、物品買入等については、予定価格 40
		万円以下を比較見積り範囲としていたが、
		競争性を確保するために原則入札へ変更
		し、例外的に見積り合わせを行う場合に
		も、5者以上から見積もりを徴取するよう
		改めた。
3	随意契約の包括審議の一部について、過	令和6年9月25日開催の契約事務審査会
	年度の契約状況や運用状況の確認を行	から過年度の契約状況やチェックリスト
	っている記録が見受けられない。	を審査会資料に加えることとし、包括審議
		案件の審議においては、毎年度の検証や検
		討を行うこととした。
4	令和5年度の随意契約理由の公表状況	契約管財局が設定した検証期限内の令和
	等に係る検証が、契約管財局による契約	6年8月8日に検証を行ったが、令和7年
	事務調査の期間内に行われていなかっ	度以降は第1四半期に実施する。
	た。	
5	標準契約書を使用しない案件審議があ	審議漏れがないよう局独自に契約約款を
	った場合、審議が漏れる恐れがある。	審議資料として定めた。
6	「大正区鶴町基地上架設備緊急補修工	指摘のとおり審議する根拠資料が不十分
	事」について、緊急随意契約の客観性を	であったため、改めて検証を行い、根拠資
	確保するための根拠資料がないまま審	料を作成した。随意契約は例外的措置であ
	議を終えているため、本工事が真に緊急	ることを十分認識し、客観性を確保すると
	性を要する事案であったか、対外的な説	ともに説明責任も果たせるよう、厳しく審
	明に耐えうる検証を行い、報告を行うこ	査していくことを令和6年9月25日の契
	と。	約事務審査会において確認した。